

## 対イラク武力行使 法的根拠

安保理決議 1441 (2002年11月8日)

- イラクは決議 687 (停戦決議) 等の関連決議の「重大な違反」を犯し続けていることを決定。
- 同時に、イラクに対し、武装解除等の義務履行の「最後の機会」を与えることを決定。
- イラクが完全なる協力を行わないことは、更なる「重大な違反」を構成することを決定。
- イラクは継続的な義務違反の結果、「深刻な結果」に直面すると警告。



これまでの査察団の報告等からも、  
イラクが完全なる協力を行っていないことは明らか。

=更なる「重大な違反」が生じていると言わざるを得ない。



安保理決議 687 (1991年4月3日) = 「停戦決議」 \*

\*イラクによる大量破壊兵器の廃棄  
に関する査察の無条件受入れ等を  
停戦条件として定めている。

イラクによる「重大な違反」により停戦の基礎が損なわれた。



安保理決議 678 (1990年11月29日) = 「武力行使容認決議」